

豊中市住民票の写し等被請求者本人通知制度実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づき、住民票の写し等を本人等及び第三者に交付した場合、事前の申し出により登録された者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票記載事項証明書（本市の様式で発行したものに限る。）、戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「本人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第 12 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による住民票の写し等の交付を請求する者及びその代理人
- (2) 戸籍法第 10 条第 1 項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者及びその代理人

3 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第 12 条の 3 又は第 20 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (2) 戸籍法第 10 条の 2 第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(登録対象者)

第 3 条 本人通知制度の登録の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、転出や死亡等により消除された者を除く。
- (2) 住基法の規定により本市の戸籍の附票に記録又は記載されている者。ただし、婚姻や死亡等により戸籍から除かれた者を除く。
- (3) 戸籍法の規定により本市が調製した戸籍に記録又は記載されている者。ただし、婚姻や死亡等により戸籍から除かれた者を除く。

(登録の手続き)

第4条 住民票の写し等の交付の事実の通知を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、豊中市本人通知制度登録申込書(様式第1号)により、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の申込を受付ける場合は、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱別表Aの部に掲げるいずれかの書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下「本人確認書類別表A」という。)により申出者の本人確認を行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱別表Bの部に掲げるいずれかの書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下「本人確認書類別表B」という。)の提示により行うものとする。
- 3 市長は、代理人から第1項の申出を受付ける場合は、次の各号に掲げる方法により代理人の資格を確認するものとする。
 - (1) 親権者(登録希望者が15歳未満の場合)は戸籍謄本等の親権者の確認が出来る書類(本籍地が豊中市であり、市長が親権者であることの確認が出来る場合を除く。)
 - (2) 親権者を除く法定代理の場合はその資格を証明する書類
 - (3) 任意代理人の場合は委任状4 前項の手続きにおける代理人の本人確認は、本人確認書類別表Aにより行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、本人確認書類別表Bにより行う。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 市長は、毎週水曜日(その日が市の休日に当たる場合は、その翌開庁日)に登録を行うものとする。
- 3 市長は、前項の登録を完了したときは、速やかに豊中市本人通知制度登録完了通知書(様式第2号)により対象者に通知するものとする。

(変更又は廃止の届出)

第6条 登録者は、登録をした証明書の種類を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、豊中市本人通知制度変更兼廃止申込書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の登録を変更又は廃止したときは、速やかに豊中市本人通知

制度登録（変更・廃止）通知書（様式第 4 号）により対象者に通知するものとする。

（登録の抹消）

第 7 条 市長は、登録者が次の各号に該当するときは、登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の資格を失ったとき。
- (2) 廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第 12 条第 1 項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他市長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

（登録者への通知）

第 8 条 市長は、本人等及び第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に対し、次に掲げる事項を記載した住民票の写し等交付通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

- (1) 発行年月日
- (2) 交付証明書の種別
- (3) 交付枚数
- (4) 交付請求者の種別

（委 任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。